農産物検査に関する事務処理要領改正の概要

１　改正の趣旨

農産物検査の合理化に向けて、検査証明事項、検査証明方法等の見直しを行うとともに、検査証明事項の電子化を可能とするため、農産物検査に関する基本要領（平成21 年５月29 日付け21 総食第213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「要領」という。）が改正されたことに伴い、高知県の農産物検査に関する事務処理要領の改正を行う。

２　主な改正内容

①　農産物検査等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出や管理等の変更

②　検査証明事項の訂正方法の変更

③　検査試料の採取方法の変更

④　検査証明における検査員の記名押印の廃止

⑤　検査証明事項の電子に係る内容追加

⑥　改正内容に伴う農産物検査業務規程記載事項（例）の改訂

３　施行期日等

この要領は令和３年１０月４日から施行し、令和３年９月１日から適用する。